

令和4年度山形県グッドハーベストコンクール 実施要領

1 趣 旨

山形県グッドハーベスト（「豊作」の意）コンクールは、県内の大豆・そば・飼料用米の生産性向上を目指し、収穫量が多く、意欲的に経営や技術の改善に取り組む農業者、生産組織を表彰し、その成果を広く紹介することによって、大豆やそば、飼料用米の生産に取り組む農業者の意識の高揚と県民理解の醸成を図ることを目的とする。

2 主 催

山形県産米改良協会連合会、山形県

3 参加対象

県内に住所を有する農業者、生産組織

4 参加方法

応募者は、別に定める様式に必要事項を記入し、記載内容等を証明する書類の写しを添付し、令和5年1月末日までに各総合支庁各農業技術普及課に提出する。

5 審査方法

応募のあった農業者等について、別に定める審査基準に基づき審査委員会が審査し、表彰者を決定する。

6 表 彰

特に優秀と認められた農業者、生産組織を表彰する。賞は次のとおりとする。

<大豆部門>

県知事賞（個人）1点

県知事賞（団体）1点

<そば部門>

県知事賞（個人）1点

県知事賞（団体）1点

<飼料用米部門>

県知事賞（個人）1点

県知事賞（団体）1点

山形県グッドハーベストコンクール審査基準及び審査方法

<審査基準>

本コンクールの審査基準及び配点(100 点満点)は次のとおりとする。

1 収穫量 [80 点]

(1) 部門別基準

ア 大豆部門

10a 当たりの収穫量が県平年の概ね 2 倍以上であること。ただし、作付面積の規模も考慮する。また、農産物検査を受検したもので 2 等以上であること。

イ そば部門

10a 当たりの収穫量が県平年の概ね 2 倍以上であること。ただし、作付面積の規模も考慮する。また、農産物検査を受検したもので 2 等以上であること。

ウ 飼料用米部門

10a 当たりの収穫量が 750 kg 以上であること。

(2) 留意事項

ア 収穫量は、30a 以上の対象ほ場の全刈収量を面積で除したものとすること。

イ 生産組織や JA 等により、面積・収穫量の証明ができること。

2 経営面・技術面の特徴的な取組み [10 点]

(1) 経営面 (5 点)

経営を踏まえた農業技術(肥料・農薬等の資材の適正使用及びコスト節減、地域の条件に合った輪作体系の導入等)の実践と工夫があること。

(2) 技術面 (5 点)

先進的、先導的農業技術及び環境に配慮した農業技術の実践と工夫があること。

3 地域等への普及性、持続性 [10 点]

(1) 地域に拡がり期待できること。(5 点)

(2) 今後とも持続的な展開が期待できること。(5 点)

<審査方法>

審査委員会を開催し、審査基準に従い書類に基づく審査を実施する。

<審査委員会>

委員長	県農林水産部長 (県産米改良協会連合会会長)
副委員長	県農林水産部技術戦略監 (兼) 次長
副委員長	山形県農業協同組合中央会地域・担い手サポートセンター長
委員	全国農業協同組合連合会山形県本部米穀部長
委員	山形県米穀集荷協同組合常務理事
委員	県農林水産部農業技術環境課長
委員	県農林水産部県産米ブランド推進課長

【応募様式】

応募区分	大豆の部	そばの部	飼料用米の部
申込者 氏名等	どれかを○で囲む		
	氏名または 団体名	(ふりがな)	() 歳) R5.1.1現在
	団体の場合 代表者名	(ふりがな)	() 歳) R5.1.1現在
住所及び 連絡先	〒		
	TEL :	FAX :	
1. 収穫量※ (耕種概要)	対象ほ場の面積	a (作付総面積 a)	
	対象ほ場の収穫量	kg/10a	
	(大豆)	品種名： 開花期： 月 日 収穫日： 月 日 基肥： Nkg/10a 追肥①： Nkg/10a 追肥②： Nkg/10a 中耕・培土： 有 無 (有の場合 回)	
	(そば)	品種名： 開花期： 月 日 収穫日： 月 日 基肥： Nkg/10a 追肥： Nkg/10a	
2. 経営面、技術面 の特徴的な取組み	(経営面)	・低コスト (内容： ・経済管理 (内容： ・トレーサビリティ実践 有 無	
	(技術面)	・先進技術の導入 (技術名：) ・その他技術 (内容：)	
	3. 地域等への 普及性、持続性	・本人の地域における役職、組織の地域的位置付け等 ・当該技術の普及の見込み等	
4. その他	・上記以外で、特にアピールしたいこと		

＜留意事項＞

※応募に当たっては、最寄りの農業技術普及課に相談してください。

※収穫量については、以下を審査基準とします。

- 1 大豆及びそばにおいては、10a当たりの収穫量が、県平年の概ね2倍以上のもの
- 2 大豆及びそばにおいては、農産物検査を受検したもので2等以上のもの
- 3 飼料用米においては、10a当たりの収穫量が750kg以上であるもの
- 4 生産組織、JA等が面積、収穫量を証明できるもの(写しを添付)
- 5 収穫量は、30a以上の対象ほ場の全刈収量を面積で除したものとすること